

岡山県地域医療勤務環境改善体制整備事業に関するQ & A

Q 1. 現時点で本人からの申告により把握した時間外・休日労働時間実績が要件を下回っている場合においても、タイムカード等で把握した時間数と乖離があり、今後の精査により要件を上回る見込みであり、上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討する場合は、要件に合致するものと考えてよろしいですか？

A 1. ご指摘のとおりです。

Q 2. 建物改修や機械設備の購入の他に「資産の形成につながる費用」として想定している品目や調達価格は具体的にどのようなものですか？

A 2. 具体的に定義しているものはありませんが、「物品（備品）管理台帳」で整理しているものについては資産形成につながるものと考えられます。

Q 3. 看護師の特定行為に係る研修会の費用の一部について、既に別の補助金の交付を受けているが、その他の部分について本補助金でも申請することは可能か。

A 3. 既に補助を受けている費用と重複しない範囲で、本補助金についても申請が可能ですが、詳細については、担当者にお問い合わせください。

Q 4. 勤怠管理システムの利用にかかる通信費は補助対象経費に該当しますか？

A 4. 時短計画に沿った事業であり、かつ補助対象期間内に発生する経費であれば、補助対象経費に該当します。

Q 5. 令和3年度に補助を受けた事業については、令和4年度においても補助を受けることができるか。

A 5. 複数年度にわたって実施する取組に係る経費については、原則として実施初年度に発生する経費のみを対象とします。（会議、研修に係る経費を除く。）